

# 夏井川流域の会 会則

## (名称)

第1条 本会は、夏井川流域の会（以下「流域の会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 流域の会は、夏井川の水環境を守り次世代に引き継ぐために活動する団体・個人が集まり、“みんなで見て、みんなで学び、みんなで考え、みんなで実践していく”活動を通して、森・川・海の笑顔が見える流域を目指して、協力・連携した活動をすることを目的とする。

## (会員)

第3条 会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し協力する個人・団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、特に財政的維持に協力する団体、法人又は個人
- (3) オブザーバー 行政機関及び教育機関は、オブザーバーとして参加できる。

## (役員)

第4条 流域の会に代表1名、副代表2名、会計1名、監事2名を置く。

2. 役員は、会員の互選により選出する。
3. 役員の任期は原則として1年とする。
4. 監事は、本会の経理を監査する。

## (総会)

第5条 流域の会総会は、年1回開催し、会の事業内容、役員の選出等、会運営上の基本的事項を決定する。招集は代表が行う。

## (運営会議)

第6条 流域の会の効率的な運営のため、運営会議を開催する。

2. 運営会議の招集は、必要に応じて代表が行う。
3. 運営会議の構成員は、役員及び流域の会の運営に積極的に関わりたい者であること。オブザーバーは、運営会議の構成員として参加できる。

## (経費)

第7条 本会の運営に要する費用は、会費、賛助金及び寄付金をもって充てる。

## (事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (事務局)

第9条 流域の会の事務局は、代表が選出された地区内にある会員団体に置く。

## (その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、流域の会の運営に関し必要な事項は、代表が運営会議に諮って定める。

(附則) この規約は平成19年9月8日より施行する。